



## 「たけはら歴史読本」が届きました！

令和5年10月26日に締結した余市町と竹原市との交流都市連携に係る連携事業の一環として、それぞれの歴史に関する図書の交換を行いました。

余市町教育委員会からは、竹原市教育委員会を通じて『余市町史』を竹原市の各小中学校など13箇所に配付し、竹原市教育委員会からは、『たけはら歴史読本』が余市町内の小中学校、図書館、博物館に贈られました。

『たけはら歴史読本』は、竹原の歴史を学ぶ入門書で、全64頁のオールカラーとなっており、とてもわかりやすく竹原市の歴史を知ることができます。ぜひ、図書館や博物館でお手に取ってみてください。



▲左：水産博物館、右：図書館

問合せ 余市水産博物館 ☎22-6187



## 家屋を取り壊した場合は手続きが必要です

家屋の固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されます。

登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局へ建物滅失登記の申請を行ってください。(後日、同局より町へ通知されます)

また、取り壊した家屋が登記されていない場合は、税務課へ「建物滅失申告書」を提出してください。

これにより翌年度から固定資産税が課税されなくなりますが、年内に届け出がない場合、取り壊し状況が把握できず課税されることがありますので、お早めに手続きを行ってください。

年内に手続きができないときは、税務課へご連絡ください。

問合せ 税務課 資産税係 ☎21-2115

町ホームページ



## 空き家所有の皆さんへ



### ○冬期間の空き家の適切な管理について

冬期間は空き家の屋根からの落雪によって、道路の通行を妨げたり、近隣の建物や通行人に損害を与えたりする恐れがあります。また、空き家の維持管理を行わず放置すると、強風による屋根の飛散や雪の重さによる建物の倒壊等により、地域住民の安全な生活を脅かす状態になることも考えられます。

そのため、空き家所有者の皆さんは、落雪による事故が発生しないよう定期的に空き家の様子を確認し、屋根に雪が積もっている場合は雪おろしを行う等、適切な管理をお願いします。

なお、おろした雪については、敷地内に堆積するか専門業者に排雪を依頼し、道路等にはみ出さないように注意してください。

### ○空き家の売却等について

余市町では後志管内の市町村、建築・不動産の専門家団体および後志総合振興局と連携して、管内の空き家物件情報を登録・掲載する「しりべし空き家BANK（バンク）」を共同で運営しています。

空き家の売却や借家としての活用を考え、登録を希望される方は、空家対策担当まで問合せいただくか、「しりべし空き家BANK」で検索し、ホームページをご覧ください。

問合せ まちづくり計画課 空家対策担当 ☎21-2124